

宮崎県介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業費補助金 Q&A
(奨学金等支援事業)

- 1 事業の内容について
- 2 日本語学校の補助対象となる留学生の学年について
- 3 複数の留学生をまとめて申請する場合の書類について
- 4 複数年の申請を予定している留学生の申請する年度について
- 5 留学生1人で、日本語学校と介護福祉士養成施設の両方で申請できるか
- 6 奨学金等を給付等している留学生が年度途中で退学した場合
- 7 留学生に給付等した奨学金について返還を受ける場合
- 8 1法人における補助対象者数の上限について
- 9 他制度の給付等を受けている留学生（申請可能なケースに限る）に係る申請について

Q 1 事業の内容について

介護福祉士の取得を目指し、日本語学校や介護福祉士養成施設に在籍して卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、奨学金として、学費、居住費などの生活費、入学準備金、就職準備金及び国家試験受験対策費用を給付又は貸与している県内の介護施設等を運営する法人に対し、その費用の一部を補助するものです。

Q 2 日本語学校の補助対象となる留学生の学年について

介護福祉士養成施設に入学する前年度(卒業年度)に在籍する留学生が対象となります。
日本語学校における、2年課程の1年目や、1年半課程(10月入学～再来年3月卒業)の最初の半年間(初年度の10月～3月)に在籍する留学生は対象となりません。

Q 3 複数の留学生をまとめて申請する場合の書類について

申請額算出内訳書(別紙様式第2-2号)は、留学生1人ごとに作成してください。
また、法人名の下に、対象留学生の氏名を記入してください。(Q4記載例参照)

Q 4 複数年の申請を予定している留学生の申請について

複数年度分をまとめて申請することはできません。各年度で申請してください。

例) 介護福祉士養成施設(2年課程)の1年次(入学年度)及び2年次(卒業年度)どちらも申請を予定している場合

→それぞれの年度ごとに申請してください。

Q 5 留学生 1 人で、日本語学校と介護福祉士養成施設の両方で申請できるか

申請できます。

例) 日本語学校 1 年 (卒業年度) + 介護福祉士養成施設 2 ~ 4 年 (正規の修学期間) が可能。
※ただし、本事業が継続している場合。実施要領に記載のある補助対象期間 (日本語学校 1 年以内、介護福祉士養成施設 2 ~ 4 年) は本事業の継続期間ではないので留意すること。

Q 6 奨学金等を給付等している留学生が年度途中で退学した場合

支給している奨学金等について、すべてが補助の対象外となります。

変更 (中止、廃止) 承認申請書 (別紙様式第 7 号) を提出する必要がありますので、県長
寿介護課 介護人材・高齢化対策担当 (0985-26-7059) まで連絡してください。

Q 7 留学生に給付等した奨学金について返還を受ける場合

留学生から奨学金の返還を受けることが決定した場合は、交付要綱様式第 16 号により返還額のうち補助金分について県へ返還する必要があります。

<具体例>奨学金 (学費) として 60 万円を支給し、県から 20 万円の補助を受けた場合

【ケース 1】留学生から奨学金の全額について返還を受ける場合

⇒ 県補助金 20 万円について県へ返還してください。

【ケース 2】留学生から奨学金の一部 (30 万円) について返還を受ける場合

⇒ 返還額 30 万円のうち、10 万円について県へ返還してください。

県補助額 20 万円 \times (30 万円 / 60 万円) = 10 万円

Q 8 1 法人における補助対象者の上限について

各年度で

日本語学校 5人以内

介護福祉士養成施設 各学年それぞれ5人以内 です。

Q 9 他制度の給付等を受けている留学生（申請可能なケースに限る）に係る申請について

他制度の給付等を受けている留学生を申請する場合は、受けている給付等の内容を、奨学金等支給計画内訳書（別紙様式第1－2号付表1）の備考欄に必ず記載してください。